

岐阜県公報

第二千七百七十五号
平成二十八年八月二十三日
(火曜日)

目次

規則

岐阜県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(建築指導課) 五三五^ハ

告示

中津川都市計画下水道事業の変更認可

(下水道課) 五三六

公示

大型小売店舗の変更の届出に関する件
土地改良区の定款の変更認可

(商業・金融課) 五三六
(東濃農林事務所) 五三七

規則

岐阜県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年八月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第六十四号

岐阜県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

岐阜県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則(平成二十七年岐阜県規則第百二十一号)の一部を次のように改正する。

第六条を削り、第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条を第四条とする。

第二条第一項第一号中「知事が建築物の地震に対する安全性に関する評価を的確に遂行するに足りる技術的能力を有すると認めたる者(以下「耐震判定機関」という。))を「耐震判定機関」に改め、同条を第三条とする。

第一条の次に次の一条を加える。

(要安全確認計画記載建築物の耐震診断の結果に係る報告書の添付書類)

第二条 省令第五条第四項の規定により知事が規則で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 耐震診断の結果を知事が建築物の地震に対する安全性に関する評価を的確に遂行するに足りる技術的能力を有すると認めたる者(以下「耐震判定機関」という。)が証する書類又はその写しを提出する場合 イからハまでに掲げる書類
- イ 当該書類又はその写し

ロ 省令第三十三条第一項の表に掲げる図書(配置図及び各階平面図に限る。)

- ハ その他知事が必要と認める書類
 - ニ 前号に掲げる場合以外の場合 イ及びロに掲げる書類
 - イ 省令第三十三条第一項の表に掲げる図書
 - ロ 省令第三十三条第二項第一号の構造計算書
- 附 則
- この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第四百六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、中津川都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成二十八年八月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 施行者の名称
岐阜県 中津川市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
中津川都市計画下水道事業 中津川市公共下水道
- 三 事業施行期間
昭和四十九年三月三十日から
平成三十三年三月三十一日まで
- 四 事業地
事業地を表示する図面において表示する。

公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年八月二十三日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見を提出することができる。

平成二十八年八月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日
平成二十八年八月九日
- 二 届出者の氏名又は名称
株式会社パローホールディングス
- 三 建物の名称及び所在地
タチャ山県店
山県市東深瀬平柳一〇九番地二 外
- 四 変更した事項
大規模小売店舗の名称
（変更前）パロー高富北店
（変更後）タチャ山県店
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
（変更前）株式会社パロー 代表取締役 田代正美
（変更後）株式会社タチャ 代表取締役 森克幸

名古屋市天白区元八事二丁目一五〇番地

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可したので、同法第三項の規定により公示する。

平成二十八年八月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

瑞浪中部土地改良区	土地改良区名	認可年月日
		平成二八・八・二三

平成二十八年八月二十三日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社